

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 令和２年度第１回 議事録

■ 日時：令和３年１月２２日（金）１３：００～１４：５０

■ 場所：オンライン開催

■ 出席者

・ 出席委員

田辺座長、青木委員、杉浦委員、西尾委員、平山委員

・ オブザーバー

笠間氏（一般社団法人全国ＬＰガス協会）、城口氏（ENECHANGE 株式会社）、佐藤氏（株式会社東急パワーサプライ）、田中氏（電気事業連合会）、本荘氏（一般社団法人日本ガス協会）

・ 事務局

江澤省エネルギー課長、内山省エネルギー課長補佐、久保山省エネルギー課長補佐、羽島課長（みずほ情報総研株式会社）、中川コンサルタント（みずほ情報総研株式会社）

■ 議題

（１）議事の取扱い等について（案）

（２）エネルギー小売事業者による情報提供制度の現状と課題について

■ 配布資料

・ 議事次第

・ 委員名簿

・ 資料１ 議事の取扱い等について（案）

・ 資料２ エネルギー小売事業者による情報提供制度の現状と課題について

・ 参考資料 一般消費者向けアンケート結果の詳細（分析中）

■ 開会

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

定刻になりましたので、只今より「令和２年度第１回エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」を開催いたします。平成２９年度に引き続きまして、本検討会の事務局を務めますみずほ情報総研の羽島と申します。本日は、ご多忙のところ本検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は今年度第１回目の会合となっておりますので、初めに私から委員及びオブザーバ

一の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をあわせてご参照ください。なお、皆様のご紹介に合わせて、音声の確認もさせていただきたく、私からご紹介させていただいた後、簡単にお返事をいただけますと幸いです。

本検討会の座長は、

- ・ 早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 建築学科 教授 田辺新一様
にご就任いただいております。田辺様、どうぞよろしくお願い致します。

○田辺座長

田辺です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、委員の皆様をご紹介致します。

- ・ 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事 東日本支部支部長 青木裕佳子様
青木様、聞こえますでしょうか。

○青木委員

青木です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、

- ・ 慶應義塾大学 文学部 人文社会学科 教授 杉浦淳吉様
杉浦様、聞こえますでしょうか。

○杉浦委員

はい、聞こえます。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

- ・ 一般社団法人 電力中央研究所社会経済研究所 上席研究員 西尾健一郎様
西尾様、聞こえますでしょうか。

○西尾委員

はい、西尾です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

- ・ 株式会社 住環境研究所 主任研究員 平山翔様。
平山様、聞こえますでしょうか。

○平山委員

はい、住環境研究所の平山です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

委員は今ご紹介した4名様となっております。

また、オブザーバーとして、

- ・ 一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ グループ長 笠間英樹様
笠間様、聞こえますでしょうか。

○笠間オブザーバー

はい、笠間と申します。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、

・ ENECHANGE 株式会社 代表取締役 CEO 城口洋平様

城口様、聞こえますでしょうか。

○城口オブザーバー

はい、城口入っております。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、

・ 株式会社 東急パワーサプライ 企画室 企画推進グループ長 佐藤美紀様

佐藤様、聞こえますでしょうか。

○佐藤オブザーバー

はい、聞こえております。どうぞ宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

・ 電気事業連合会 業務部長 田中剛宏様

田中様、聞こえますでしょうか。

○田中オブザーバー

電事連の田中と申します。本日は宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

・ 一般社団法人日本ガス協会 業務推進部長 本荘崇久様

本荘様、聞こえますでしょうか。

○本荘オブザーバー

ガス協会の本荘です。本日は宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

オブザーバーは只今ご紹介させていただいた 5 名様にご参画いただいております。

それでは続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。昨日、暫定版をお送りしました。直前となり申し訳ございませんが今朝方、確定版を皆様にお送りさせていただきましたので、そちらをお手元にご用意いただければと思います。

配布資料は、議事次第、委員名簿、【資料 1】議事の取扱い等について（案）、【資料 2】エネルギー小売事業者による情報提供制度の現状と課題について、【参考資料】一般消費者向けアンケート結果の詳細（分析中）、の 5 点となっております。

次に、本日の議事次第についてですが、お手元の議事次第の「3. 議題」のとおり、(1)・(2)の 2 点となっております。

それでは、議事に入ります前に、資源エネルギー庁省エネルギー課の江澤課長よりご挨拶いただきたいと思います。江澤課長、お願い致します。

○江澤課長

省エネルギー課長、江澤でございます。宜しくお願い致します。委員、オブザーバーの皆様におかれましてはお忙しい中、オンラインでございますけれどもご出席いただき、誠にありがとうございます。2030年エネルギーミックスに加え、菅総理から2050年カーボンニュートラルを目指すという政府としての方針が示されたところでございます。経済産業省も現在皆様にご検討いただいているこの分野において、2005年に省エネ法においてエネルギー供給事業者に対し一般消費者への省エネ情報の提供を努力義務規定化して以降、指針及びガイドラインの策定に取り組んできたところでございます。現行のものがどのような状況であるかというレビューを通じて、更にこれを改善していくにはどうすればよいか、取組を不断に見直していきたいと考えておりまして、より良い制度を作っていきたいということが今回の趣旨でございます。2030年エネルギーミックス、2050年カーボンニュートラルといったエネルギー政策の大きな方向性もある中で、足元の、さらに将来に向けて、一般消費者の省エネを促進するためにエネルギー供給事業者としてどのようなことが出来るのか、さらにエネルギー供給事業者の取組を評価する方法などはないか、ということを含め今回幅広く議論していただきたいと思います。委員、オブザーバーの皆様におかれましては活発なご議論をお願い申し上げます。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

江澤課長、ありがとうございました。それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。なお、議事の円滑な進行のため、事務局よりいくつかお願い事項がございます。こちらをまずご案内させていただきます。

- ① ご発言者以外は、マイクをミュート、ビデオをオフにしてください。
- ② ご発言を希望される際は、チャット機能でお知らせください。
- ③ 皆様の挙手の状況に応じて、順に事務局よりご指名させていただきます。なお、指名されたタイミング以外のご発言はご遠慮いただきますよう、お願い致します。
- ④ ご発言いただく際には、冒頭にお名前を仰っていただければと思います。

お願いばかりで恐縮ですが、ご協力の程、宜しくお願い致します。

それでは、以降の議事進行は、田辺座長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

○田辺座長

どうもありがとうございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。まず、議題の一つ目である「(1) 議事の取り扱い」について、資料1に沿ってみずほ情報総研よりご説明をお願いいたします。

(1) 議事の取り扱い等について（案）

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

はい、それではみずほ情報総研より資料1に沿ってご説明をさせていただきます。資料1

をご覧ください。「議事の取扱いについて(案)」としております。

1. 本検討会は、原則議事録・議事要旨を公開とし、傍聴については、原則として認めない。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 カ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、配布資料、議事要旨もしくは議事録の一部又は全部を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

以上 5 点を記載しております。

なお、本検討会は資源エネルギー庁省エネルギー課とみずほ情報総研の私的研究会という位置づけで設置をしております。事務局運営については、省エネルギー課とみずほ情報総研の共同で行って参りたいと思います。資料 1 については以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。只今説明がありました内容について、ご意見、ご質問等がある方は、チャット機能にてお知らせください。いかがでしょうか。特段無いようでしたら、皆様に本件はご承諾いただけたということで進めさせていただきたく思います。ありがとうございます。

(2) エネルギー小売事業者による情報提供制度の現状と課題について

○田辺座長

それでは続いて議題(2)に移らせていただきます。資料に沿って省エネルギー課久保山課長補佐よりご説明をお願い致します。

○久保山課長補佐

省エネルギー課の久保山でございます。それでは、【資料 2】エネルギー小売事業者による情報提供制度の現状と課題についての説明をしたいと思います。

まず 3 ページ目、本検討会の目的です。先ほど江澤からもご挨拶があったとおり、2030 年エネルギーミックスや 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、家庭部門の省エネは重要な要素となります。こうした中で政府としては省エネ法で、エネルギー供給事業者に対し省エネに資する情報提供の努力義務を 2005 年に規定して以来、指針やガイドラインの整備を行ってきたところでございます。こうした中、指針やガイドラインの情報が一般消費者の省エネ行動を促すために効果的な内容になっているかどうかの検証が十分に行われていないのではないか、またエネルギー小売事業者の取組を評価する仕組みの検討も重要となっていくのではないかと、このような問題意識に基づいて本検討会では、省エネ情報提供のあり方、そしてエネルギー供給事業者の取組の評価方法について幅広くご議論いただきたいと考えてございます。

4 ページ目はこれまでの議論の検討経緯でございます。2005 年の法律での規定以来、2006

年に指針を制定、そして 2016 年度、2017 年度に両方合わせて計 7 回ガイドライン検討会を開催し、2018 年度にガイドラインの公表、そして指針の改正を行ったというところで、今まで議論が進んできているところでございます。

5~6 ページ目は法律の具体的な条文と指針の条文となっております。

7 ページ目以降はこれまでのガイドライン検討会での検討の経緯となっております。7 ページ目、2016 年度は電気需要の平準化に資する措置のあり方の議論、8 ページ目、指針に基づく省エネ情報提供のあり方の調査、9 ページ目では電力小売事業者等による省エネ製品やサービスの提供事例について調査・分析を行ったところでございます。10 ページ目は 2017 年度の検討会の内容でして、こちらでは指針が定めている努力義務規定の対象の範囲を 30 万件に広げたというところでございます。また 11 ページ目のとおり、こうしたエネルギー小売事業者の省エネ情報提供の状況について、定期報告書で国に報告が行われるように様式を整備したところでございます。こうした議論をまとめたものを 2017 年度検討会で検討して 2018 年 4 月に公表したところがこれまでの経緯となっております。

13 ページ目以降は現在の省エネ法情報提供の状況報告でございます。14 ページ目にありますとおり、国が制定している指針 5 項目がございすけれども、この 5 項目に基づいて情報提供がなされているかを各エネルギー小売事業者に報告をしていただいて、報告状況について資源エネルギー庁のホームページで掲載しているのが現在の状況でございます。

15 ページ目は只今報告をいただいている事業者の一覧となっております。電気、都市ガス、それぞれ事業者に報告をいただいておりますが、LP ガス事業者については報告がなされていないというところや、新電力など契約件数 30 万件を超える事業者というのはここで挙げている事業者以外にもおられると思いますので、改めて指針の内容をご確認いただき、報告をお願いする必要があると考えております。

16 ページ目以降は情報提供の状況というところでして、報告のあった各事業者の情報提供の状況・頻度・手段についてまとめたものになっております。指針（１）「毎月のエネルギーの使用量の前年同月値」については、報告のあった全事業者が提供している、頻度についても常に閲覧可能としている方がほとんど、また手段については会員制サイトが 9 割を占めているというところでございます。17 ページ目、指針（２）「過去一年間の月別エネルギー使用量及び使用料金」ですが、こちらも 23 社中 22 社が提供している、常に閲覧可能としているのが約 90%、手段についても会員制サイトがほとんどといった状況になっております。18 ページ目は指針（３）でございます。こちらも報告事業者中約 9 割が提供しているところです。常に閲覧可能としている方が全てでして、情報提供の手段については、こちらは会員制サイトというよりはホームページでの公開というところが大半を占めている状況でございます。19 ページ目は指針（４）「省エネに資する機器の助成制度等の紹介」ですが、こちらも約 9 割が情報提供を実施しているところでございます。提供手段についてはこちらもホームページが大半となっています。20 ページ目は指針（５）、こちらは具体的なものというよりは、各事業者の創意工夫により実施する情報の提供でございすけれど

も、23 社中 20 社ということで約 9 割が情報提供を実施しています。提供の手段については、ホームページと会員制サイトで半々になっている状況でございます。21 ページ目は、報告が始まった令和元年度及び令和 2 年度報告における変更点についてまとめたもので、一部の事業者の方を抜き出しておりますが、経年によって大きく情報提供の内容が変わったということはあまり見られなかったというところでございます。また、こちら 1 点留意点がございますけれども、本指針とガイドラインは省エネ法の特定事業者のみならず、全エネルギー小売事業者を対象としている制度でございますので、特定事業者で省エネ法の定期報告を行っている事業者でなくても、報告が出来るように様式を整備しています。例えばエネルギー使用量が減少して省エネ法の定期報告の義務から対象が外れた事業者であっても公表・報告をするよう努めていただきたい旨をお伝えしておきます。22 ページ目ですけれども、こうした現在のエネルギー小売事業者の省エネ情報提供の状況を踏まえた検討課題ということでございます。まずは現在の指針やガイドラインで実施されている情報が一般消費者の省エネ行動を促すものになっているのかについて検証する必要があるのではないかと。さらに指針やガイドラインで示されている項目以外で省エネ行動をさらに促すために有効となる情報について、各社の取組等を参考にしつつ精査すべきではないかと考えております。こうした問題意識に基づき、今般、一般消費者への省エネに関するアンケート調査を実施して、検討を深めていきたいと考えております。

23 ページ目以降は、一般消費者向けに実施したアンケートの概要となっております。24 ページ目、具体的にはエネルギー料金比較サイトの ENECHANGE の会員向けにメールにてアンケートを送付してご回答いただいています。最終回答者数は 3722 人です。25 ページ目は具体的な設問ですので、次のページ以降でご説明したいと思います。

まず 26 ページ目、アンケート Q1 ですが、電力・ガス会社の変更の理由や選択基準でございます。こちらは、「電気・ガス料金の削減」がやはり大部分を占めていますが、例えば「環境にやさしい電力を購入できる」や「省エネサービスが充実している」という部分も 20%と挙げられており、こういったところに関心が高いことも明らかになったところでございます。27 ページ目は、省エネ節電サービスの利用経験の有無でして、こちらはかなり少数になっています。一番低い項目「住宅のリフォームに関するアドバイス」は 3.8%、一番高くても「料金メニューの変更提案」で 24%に留まっているのが現状でございます。28 ページ目は、省エネサービスを利用した感想です。Q2 では利用状況を聞いて、その中で「利用したことがある」と回答した項目についてその感想を聞いているのが Q3 でございます。利用経験者の満足度はかなり高く、53~71%程度になっているというのが現状でございます。29 ページ目は、今まで利用したことは無いけれども関心のある省エネ・節電サービスというところで、例えば「家電の省エネアドバイス」や「省エネ機器の購入補助」あるいは「住宅のリフォームアドバイス」が挙げられております。30 ページ目は、情報の入手先として特に頻度の大きいものということでして、ここはやはりインターネットが 84%でかなり支配的になっているところでございます。31 ページ目は、日常の中で省エネ等に関心

が高まった理由・タイミングというところでございます。例えば「検針票を確認した際」や「比較サイトを通じて、光熱費が削減できることを知ったとき」がパーセンテージとしてはかなり上位にあがってきているというところでございますので、こういったタイミングに応じて情報提供を行うことも重要であることが示唆されております。続いて32ページ目は、国が提示している指針の情報についての認知度を聞いております。指針（１）、（２）については「知っている」と答えた方が約65～71%ということで、かなり高水準ですが、指針（３）、（４）については「知らない」と答えた方がかなり多くなっておりまして、認知度が低いということが明らかになっております。33ページ目、Q8は、省エネに取り組むに当たって役に立った情報というところでして、指針（１）、（２）は50%以上でかなり高くなっているということが分かりました。34ページ目は、これまでに提供されたことは無いけれども役に立ちそうだと感じる情報でございます。指針（３）、（４）について認知度は低かったものの、「役に立ちそうだと」答えた方は25%、23%でしたので、改めて積極的な情報提供が必要ではないかと考えたところでございます。その他、割合が高い項目としては「時間別・家電別・リアルタイムでのエネルギー使用情報」や「電力・ガス会社の省エネサービスの充実度の比較（ランキング）」が30%台とかなり高くなっていると。また、「類似世帯との比較」も23%と高い関心が示されています。35ページ目は、普段の生活での省エネ意識を聞いている設問でして、約88%の方が省エネ行動を実施していると回答しています。他方で、具体的な行動までは調査できていないので、おそらく電気をこまめに消すといった行動も含めて省エネ行動をしていると回答しているものと思われます。36～37ページは、アンケートの属性の情報になっておりますので、省略を致します。38ページ目は先ほどお伝えしたアンケートの分析のまとめになっておりますのでこちらも省略致します。なお、本日参考資料でより詳細に分析したものを用意しております。本体資料で示しているのは項目ごとに全回答者の回答を分析しておりますけれども、例えば年齢階層別、世帯人数別、居住形態別等で行った分析を詳細分析の方に載せておりますので、こちらも参照しながら議論をしていただければと考えております。

続いて今後の方向性についてご説明を致します。

40ページ目、ここから特にご議論いただきたいという点でして、まずはこうしたアンケートの結果を踏まえて、一般消費者の更なる省エネ行動を促すために有効な情報やその提供方法について明らかにしてガイドライン等への反映を検討したいと考えております。その際、現状の指針の見直しやより効果的な省エネ情報としてどのようなものがあるかについてご議論いただければと思います。もう1点ですが、エネルギー小売事業者の創意工夫による省エネ情報提供をより一層促すために事業者の取組を評価する仕組みの検討というところを進めていきたいと考えております。この際、評価基準としてどのようなものがあるか、また小売事業者に対してどのようなインセンティブを設けるかについて、ご議論いただきたいと考えております。

まず検討事項①「省エネ行動を促す情報の提供」でございます。41ページ目は全体像で

して、これまでの指針の状況提供を実施していることを踏まえてアンケート調査を実施して今後追加すべき情報の提供を考えたいということでございます。42 ページ目は検討事項①－1としておりまして、現行の指針に基づく情報でございます。アンケート分析の箇所でもご説明しましたが、指針（１）、（２）について約 7 割は提供されていることを認識していると回答しているのに対して、指針（３）、（４）については 2～3 割とかなり認知度が低いというところでございます。この背景としては、指針（１）、（２）は会員制サイトで一般消費者に個別に情報提供をしている一方で、指針（３）、（４）はエネルギー小売事業者のホームページ上での提示に留まっているというところで、一般消費者へ情報が行き渡っていない可能性が考えられるのではないかと考えております。したがって今後情報提供の手段が広がる中で指針（３）、（４）についても、確実に一般消費者に情報提供がなされるようにガイドライン等での事例紹介を行っていくことが考えられるのではないかと、検討していきたいと思っております。つまり内容を見直すのではなく、情報提供方法について見直しの議論を行うということで考えているところでございます。

43 ページ目は、新たに追加すべき情報として考えられるものとして挙げております。アンケート調査の結果、省エネに役立ちそうな情報や電力・ガス会社の選択基準にて、特に回答者比率が高かったものを（１）～（３）として挙げております。（１）はよりきめ細かいエネルギー使用量の情報提供、（２）は類似世帯との比較、（３）はエネルギー小売事業者の環境に対する配慮、というところでございます。こうした情報はアンケート調査結果からも分かるとおり、一般消費者が家庭において省エネを実施するに当たって重要なものと考えられますので、ガイドラインや指針の改訂等の制度的な対応を検討しつつ、エネルギー小売事業者による提供を促してはどうかと考えております。また、こうした情報については、詳細分析の方にあります、年齢層や居住形態によっても情報の需要が異なるところでございますので、例えば家庭の類型に応じて提供する情報をカスタマイズすることも促していくべきではないかと考えております。44 ページ目も追加すべき情報として、こちらは新たな課題として近年の太陽光発電等の変動型の再生可能エネルギーの活用も進めていくべきだという問題意識を持っております。例えば近年、再エネの導入拡大によって、一部エリアでは時間帯によって再エネ電気の出力抑制が実施されておりました、需要サイドで再エネ技術の高い時間帯にエネルギーを使用するように需要をシフトしていくことも重要であると考えております。例えばエネルギー小売事業者に対して、一般消費者の需要のシフトに関する情報提供やサービスを促していくことを考えてございます。45 ページ目以降は、追加すべき情報の事務局案について、既に実施している事業者もいらっしゃいますので、その紹介となっております。まず一つ目が「（１）きめ細かいエネルギー使用量の情報提供の事例」ということで、一部の事業者においてはリアルタイムでエネルギー使用量が分かるようなサービスを提供し、省エネ行動の見える化を実施しているところが既にございますので紹介をしております。46 ページ目は「（２）類似世帯との比較の事例」で、ナッジの観点からも省エネ効果の高い情報であることが示されておりますので、こういった情報提供も

促していくべきではないかと考えております。47 ページ目は「(3) 環境に対する配慮の事例」でございます。例えば、家庭において環境に配慮しているエネルギー小売事業者を選択することは、所謂省エネとは違うかもしれませんが、2050 年カーボンニュートラルに向けては重要なものになってくると考えております。現在のガイドラインにおいても電源構成の公開については、実施することが望ましいと記載されておりますので、こういった具体的なサービスについて事例紹介を行いつつ、エネルギー小売事業者の情報提供を促してはどうかと考えております。他方で、電源構成の開示に当たっては事業者の混乱を生じさせないような根拠を示す必要がありますので、一律に開示を規定するのではなく、ガイドラインにて事例を紹介することが望ましいのではないかと考えております。例えば 47 ページ右下、みんな電力株式会社は自分が支払った電気料金がどういった電源に支払われているかを可視化しているサービスを提供しています。48 ページ目は「(4) 需要シフトを促す情報提供の取組」ですが、こちらも一部の事業者が既に実施しているものでございます。変動再エネの有効活用という点においては、こうした取組も重要になってくるものだと思いますので、ガイドライン等でベストプラクティスとして紹介するということは考えられるのではないかと考えております。ここまでは検討事項①の追加すべき情報の内容部分でございます。

続いて検討事項②「省エネ情報提供を行うエネルギー小売事業者の評価スキーム」ということで、新たに事務局で考えているところでございます。アンケート調査でも約 30%の回答者が省エネサービスの充実度に関する電力会社・ガス会社の比較情報（ランキング等）を「省エネに役立つ」と回答しておりましたので、省エネ情報提供の充実度を評価する制度を導入してはどうかと考えております。具体的にはエネルギー小売事業者の定期報告（指針の実施状況）や任意の報告事項を基に、エネルギー小売事業者に点数を付与して合計点でランク分けを行う、その結果をホームページ等に公開することを考えております。このスキームの実施に当たっては、国への報告の内容、評価の基準、評価の公表方法についてご議論いただきたいと考えております。また、これから詳細について説明しますが、評価の方法についてはその確立について今後の課題となってくると思いますので、試行的な運用や効果検証を行った上で継続的な実施の可否を判断することを考えております。この点につきましてはおブザーバーのご意見を頂戴しつつ、検討していきたいと考えております。

まず、評価スキームの一つ目の検討事項の論点ですが、「エネルギー小売事業者から国への報告内容」というところでございます。事務局案としては、国が指針で提示す項目、今は 5 項目ですが議論に応じて必要に応じて追加する項目も踏まえつつ、指針を提示して項目の実施状況について報告していただく。さらにエネルギー小売事業者で任意の取組を実施している場合には、自由記載という形で報告することを可能として、評価対象とすることを考えております。

51 ページ目は「取組の評価基準」を示しているものでございます。まず、基礎点と加点で分け、50 点：50 点で配分する。基礎点の方は国が提示する指針の実施状況について、提供のあり／なしで 10 点／0 点として最大 50 点で点数を配分する。さらに加点については、

任意の報告に基づいて一定の評価基準の下、最大 50 点で加点を行っていく。この二つの組み合わせによって、例えば星 5 つから 1 つまで事業者をランク分けし、公表することを考えております。52 ページ目は任意の報告についてどのような観点で評価をするべきかという事務局の案でございます。例えば省エネ診断等、追加的にコストが掛かるものの省エネ効果を積極的にもたらすと考えられる取組を実施している場合はプラス 10 点や、方法という観点では提供している情報が視覚的に見やすくなっていればプラス 5 点といったように加点をしていくと考えているところでございます。他方で点数や評価方法は現時点での案であるため、委員やオブザーバーのご意見を踏まえつつ、よく精査をしていきたいと考えております。

53 ページ目以降は具体的な加点取組の事例としていくつか挙げております。例えば省エネ診断の実施、既に実施している事業者もございますので適切に評価をしていくことを考えております。54 ページ目の事例としては、省エネ情報提供に加えて情報を提供したものに合わせた機器の入れ替えをセットで実施している取組は評価すべきではないかと考えております。55 ページ目は視覚的な見やすさということで具体的にはホームエナジーレポートのような形で家庭の省エネ取組状況をレポートとして作成して共有している場合には任意の取組として評価してはどうかと考えております。56 ページ目は、情報提供の方法というところで、例えばホームページに掲載しているだけではなく、通知型の情報提供を実施している場合には評価をすることやアンケート結果でも情報提供のタイミングが重要と示唆されたため、タイミングに応じて情報提供を実施している場合、評価してはどうかと考えております。また詳細分析にもありますが、年齢層によっても情報を入手する手段が変わってくるとのことですので、こうした類型分けをして情報提供を行っている場合、評価の対象としてはどうかと考えております。57 ページ目は加点取組の事例として省エネ効果測定を挙げております。家庭部門において情報提供によってどれだけ省エネが実現されたかという定量的な効果検証を行うことが難しいところでございますけれども、例えば情報提供を行った層と行っていない層でエネルギー使用状況を分析するなど、何らかの分析を行った場合には加点をしてはどうか。結果として行った層が省エネしていなかったとしても、効果検証を行うこと自体を加点の評価としてはどうかと考えております。

58 ページ目は評価の公表方法ということで、まずは星のランク分けを資源エネルギー庁のホームページで公開する。さらに、エネルギーの比較サイトで公開して実施に一般消費者がエネルギー小売事業者を選択する上で省エネの情報提供度合いが分かるように比較サイトと連携して、示していくことを考えているところでございます。59 ページ目は評価の主体となります。評価スキームを見ていただくと分かるとおり、加点取組をどのように評価するかが一つ論点になるというところでして、例えば国として加点取組の内容を精査して評価することも考えられますが、第三者委員会のような形で民間の研究団体等で委員会を設置して、こちらで加点取組の評価することも一案として考えております。例えば米国では ACEEE のように民間の団体が事業者の省エネ状況を評価している事例がございますので、

このような制度も参考にしつつ、進めていくのはどうかと考えております。60 ページ目は参考になりますが、省エネ大賞において新分野を創設したいと考えております。新分野というのは、まさに今議論をさせていただいているエネルギー小売事業者の情報提供のサービスを評価する新たな部門を指しております。我々が検討しているのは事業者単位の評価ですが、省エネ大賞はサービス単位で評価するものとなっております。例えば、株式会社エネットは AI を用いた省エネサービスでの省エネ大賞を受賞したという事例もございますが、明確にエネルギー小売事業者の情報提供サービスを評価・表彰する枠組みを作ってエネルギー小売事業者の情報提供を促進するように制度を変えていきたいと考えているところでございます。

以上が資料 2 の説明でございます。

○田辺座長

ありがとうございました。いろんな分野に渡ってご説明いただきましたが、これからご意見、ご質問等を伺っていこうと思います。チャット機能でお知らせいただいておりますでしょうか。委員の皆様、いかがでしょうか。

もしよろしければ座長が指名する形をとり、青木委員いかがでしょうか。

○青木委員

青木です。今回非常に一般消費者向けのアンケートなど、非常に膨大な資料をまとめていただきまして、ありがとうございます。追加する情報についてですが、時間ごとのエネルギー使用量に加え、環境に関心のある方達が 20%以上いらっしゃるということなのでこのような方達に、それぞれの電源の特徴等をコストでお知らせしてはどうでしょうか。例えば太陽光発電や再生可能エネルギーはまだ高価ではあるものの、自分たちが使用することで投資に繋がっているという考え方もできるのではないかと思います。利用した電力会社のひと月の電源構成に合わせて今月は太陽光いくら、火力、LNG であればいくらといったような形でそれをご自分の使用量に当てはめると、自分は今月再エネにいくら払っていたというようなことをお知らせすることも、環境価値とコストを結び付けるという意味では有用ではないでしょうか。

○田辺座長

ありがとうございました。青木委員、まだ時間がございますのでよろしければもう一巡でもご発言いただければと思います。委員の先生方、いかがでしょうか。それでは西尾委員、お願い致します。

○西尾委員

西尾です、ありがとうございます。まず 1 点だけ、これは意見となりますけども、一番初めの現在の省エネ情報の提供の状況に関連して、21 ページ目にて指摘されている公表・報告のお願いについては国としても分かりやすくガイドラインに示されている内容を周知することが大切だと思いますので引き続きお願いしたいと思います。例えば今回まだ報告されていない事業者がいらっしゃるのではないかとご説明がありましたが、21 ページ目

を拝見すると青枠のところで「定期報告の義務対象から外れた」とあります。しかし、ここは省エネ法上の定期報告の義務対象であるかによらず対象になるかだと思います。つまり、エネルギー小売事業者は契約件数 30 万件超であれば対象となると思いますし、資料にリンクが貼られていた資源エネルギー庁のホームページを拝見すると、「報告できます」というご説明に読めます。他方で、ガイドラインを見ると公表努力義務の対象事業者に対しては「自主的な報告を行うことが望ましい」ともう少し強いトーンに読めます。情報提供の状況は報告に基づき把握するというのが基本になるかと思いますが、実際に提出することが望ましい事業者が提出されていないという実態を踏まえると、そのような事業者に対し、より正確にコミュニケーションすることが大切になっていくと思ひましてご意見申し上げます。以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。他に委員の方、いかがでしょうか。それでは平山委員、お願い致します。

○平山委員

はい、ありがとうございます。今後の方向性の検討事項からコメントしていきたいと思っています。全体的にはご提案いただいた方針は望ましいものが多いなと思っておりますが、42 ページ目、一般消費者へ省エネ行動を促す項目のうち指針（３）、（４）の認知度が低いとの結果になっています。ここは資料でご説明があったとおり、一般的なエネルギー小売事業者様のウェブサイト一般的な情報として載っているだけなので、普通の消費者の方はそんなところまではアクセスしないということが影響していると思っております。他方で今は契約情報やエネルギー消費情報を分析することで、パーソナライズして情報提供できますので、やはりここは情報提供の方法を変えていけばより効果的になっていくのではないかと考えております。指針（４）に関しても恐らく同様で、どのような設備を持っているか、またどのようなエネルギーの使い方をしているかによって適切に情報提供をするということは、技術的には可能だと思いますので、方法としては促すべきだと思います。他方で今エネルギー小売事業者がパーソナライズして省エネ手法や省エネ補助金の情報を出すというモチベーションがあまりないので、動機付けする仕組みが別途必要かなと考えております。

○田辺座長

追加でコメントあればお願いしてもよろしいでしょうか。

○平山委員

ピンポイントですが、検討事項①の中でもう一つコメントしようかなと考えております。48 ページ目、需要シフトを促す情報提供の取組ですが、デマンドレスポンスの取組は実証レベルでたくさん行われているかとは思いますが、これを一つ一つベストプラクティスで紹介するのもありかなと思いつつ、最後のスライドで説明がありました ACEEE のスコアカードは時間帯別メニュー（TOU）が有るか無いかを評価ポイントの一つとしておりますので、デマンドレスポンスと言わずとも TOU があれば需要シフトに繋がるので、TOU が

有るか無いかということは電力会社に関しては評価の取組になるのではと思いました。一旦検討事項①については以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。それでは杉浦委員、いかがでしょうか。

○杉浦委員

まずは検討事項①についてでしょうか。

○田辺座長

後半部分についてでも大丈夫でございます。

○杉浦委員

まず検討事項①についてですが、消費者それぞれにいかに分かりやすく動機・関心を持って情報を見てもらうかが重要と思っておりますが、特に関心のある方・情報にアクセスしようとしている方にとっては、自分自身の行動がいかなるものかという情報を知りたいのだと思います。先ほどパーソナライズされた情報というのもございましたが、そのような情報を知りたいと思う人が知ることが出来る環境を用意していくことはとても大事なことだと思いました。一方で今、個人情報の問題がありますので、利用状況に応じてそれがフィードバックされる際に消費者が安心してその情報を活用できることが必要かと思います。

検討事項②についてですけども、49～50 ページあたりですが、決められた基準でどう達成できているのかの部分で 50 点、任意の報告が 50 点というのは非常に面白いと思いました。消費者にとっては比較をする際に同じ基準であれば分かりやすいですが、一方で任意の部分については各事業者が独自の取組を行うことを促すという点で、事業者それぞれが差別化を図ろうと工夫する際の動機づけになるだろうと思いました。ただしこれらを点数にするときにどうすれば公平に評価することが出来るのかという点も非常に大事な点だと思います。こうした情報の比較を消費者自身が行うこともあるかと思いますが、メディアや比較サイトなどが取り上げることも考えられるので、比較情報がどのように活用されていくのかについても予め検討が必要だと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。それではオブザーバーの皆様、いかがでしょうか。是非積極的にご発言いただければと思います。それでは電事連の田中様、宜しくお願い致します。

○田中オブザーバー

電気事業連合会、田中でございます。検討事項②のところですが、積極的に情報提供を行う事業者を評価していくということで、前向きな取組を評価するという仕組みについては事業者の創意工夫が非常に高まるのではないかと受け止めました。今回試行的にスタートするとのことですが、スタートに当たっては是非事業者の意見も反映してより良い制度になるよう今後詰めていただければいいのかなと思いました。以上でございます。

○田辺座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。日本ガス協会、本荘様お願い致します。

○本荘オブザーバー

ガス協会の本荘です。宜しくお願い致します。まず検討事項①ですが、多くの方が省エネ取組を進めるように促していくということがエネルギー小売事業者に求められるというのは非常に納得できます。例えば、検討事項①－２、43 ページですけれども、類似世帯との比較というのは多くの都市ガス事業者でも取組をスタートしておりまして、資料にもありますとおり、大阪瓦斯が世帯人数や住居が戸建かどうか、といった情報をインプットすると省エネ状況等を比較できるようなサービスを提供しておりますし、東京瓦斯も全体を 100 として自分がどの程度の順位にいるかという形で比較ができるようになっております。ただ資料にもあるとおり、多くの消費者にまだまだ認識されていないことがあるかと思うので、このような情報があることを認識していただいて、ナッジの観点から行動に移せるかどうか重要かと思えます。43 ページ、環境に対する配慮ですけれども、電源構成がどのようなものになっているかという情報を視覚的に見られるのは重要ななと思いつつ、懸念としては「再生可能エネルギーを使っていると省エネしなくてもいい」と思われてしまってもいけないので、どのように強調すればよろしいか、そもそも省エネ行動に資するののかという点を配慮して評価していただければいいかなと思います。

検討事項②ですが、エネルギー小売事業者をこのように評価するのはいいかなと思ってはいるものの、アンケート結果を拝見していると、お客様の選択肢がどうしても価格に寄っているというのがあり、省エネ情報の選択者は 20%程度しかいないので、どのように省エネ行動を取り組んでもらえるのか、どうすればお客さまが省エネ行動を重要としてくれるのか、中々エネルギー小売事業者として悩ましいところで、各エネルギー小売事業者が色々と対策を検討しているのですが、エネルギー小売事業者の選択の理由にならないことが課題の一つであり、そこにさらに大きな開示を求められてしまう、また個々に大きな投資を求められると厳しいと思うところもございますので、是非その点を皆様とご議論しながら省エネ行動になるよう取り組んで参りたいと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。それでは城口様、お願い致します。

○城口オブザーバー

城口です、宜しくお願い致します。まず ENECHANGE を含めた比較メディア等々にご期待を頂いている点、承知しておりますので、当社としてはできる限りご期待いただいている内容を含めてしっかりと取り組んでいくことを社内でも周知して取り組んでいこうと考えております。これが 1 点目です。もう 2 点ほど、申し上げさせていただきます。

2 点目としては、世界の脱炭素化や日本でも大きなグリーン戦略というものが行われている中で、省エネに対する期待というのが数年前の本検討会に参加させていただいた時よりもさらに時間軸や実効性も含めて社会全体として強くなっていると思っております。法律の条文等々も拝見しましたが、もう一段階ほど強い施策をしていかないと脱炭素や省エネの目標に届かないのではないかなという懸念がございます。先ほどのご発言にもあったとお

り、電力会社等を切り替える理由というのは普遍的なところがございまして、省エネ情報提供に事業者としてはお金がかけにくいですし、お客さまとしてもそこまで強く望んでいないということがあるかと思います。一方で国全体として脱炭素を進めていかないといけない流れの中で、どうしても政府と事業者の温度感の乖離が生じてしまうという点を課題として感じておりますので、情報提供よりももう一段階強い実効性を担保するような施策が必要ではないか、というところが2点目でございます。

3点目としましては、例えば海外事例も可能であればご調査いただきたいと考えています。私の知っている限りにおきましても、TOUメニューの提供を原則必須にすることや家庭の省エネという点では、イギリスではグリーンリフォームのようなものを政府が評価していること、及びアメリカの事例では家庭のエアコン、冷蔵庫等を遠隔制御できる機器を事業者が配布し、ピーク時にエネルギー使用を制御するなど、海外ではもう少し踏み込んだ家庭の省エネ施策がある中で、この情報提供した事例を紹介するだけでは追いつかないところが多少あるかと思うので、海外事例を見ながら検討してはどうかと思いました。長くなりましたが、以上3点、ENECHANGEより申し上げます。

○田辺座長

ありがとうございます。それでは笠間様、宜しくお願い致します。

○笠間オブザーバー

はい、全国LPガス協会の笠間と申します。42ページ目、一般消費者の省エネ行動を促す情報について、指針(4)の認知度が低いとのことですが、ここは是非国や地方自治体の色んな補助制度があるかと思うので、分かりやすく整理していただけると有難いです。それがまず、課題①です。

また課題②の方で評価制度がありますが、事業者によって電気やガスなど、取り扱っているエネルギーが異なるので、評価を行う際には熱量換算をするなどして、単位の違いにもご留意いただければと思います。

○田辺座長

ありがとうございました。佐藤様、いかがでしょうか。

○佐藤オブザーバー

東急パワーサプライ、佐藤です。本日はご説明、ありがとうございます。電力の自由化以降に参入した新規参入者という視点でご意見申し上げます。まず、資料にもございました電源構成に関しては東急沿線の弊社のお客様の中も少しずつ環境への関心が高まっているという実感をしておりまして、弊社でもホームページ上に電源構成を掲載しているのですが、表現がやや専門的になっておりますので、ご指摘いただいたようにお客様のお声を聞きながら分かりやすい情報提供というのを少し模索していった方がいいのかなというのを感じたところでございます。加えて、省エネというのも重要なテーマだと思いますので、新規参入者は付加価値を高めるという観点からお客さまにどのような情報を提供すればよいのかというのは引き続き、先行事業者様の事例を基に提供する必要があると感じているところ

でございます。その中で課題としてはいくつかあると思っております。一つ目は、我々のような新規参入者に関しては省エネの設備や機器に関して事業経験がない、専門知識を持つ部隊がいないところがございます。全国の補助制度の情報を集めることもかなり苦勞することが予測されますので、省エネ設備・機器及びそれらの補助制度について、素材や材料をいただけますと小さい企業含めて取り組んでいこうという形になるのではないかと感じました。

もう 1 点が省エネ機器についてご説明がございましたが、昨年の夏に節電に効果があるということでエアコンクリーニングをお客さまにお勧めするような情報提供を行いました。このような取組も任意の取組の中で評価いただけるような柔軟性のある制度運営をしていただけるといいなと思いました。以上です、ありがとうございます。

○田辺座長

貴重なご意見ありがとうございます。まだ少し時間がございますので委員の皆様もいかがでしょうか。指名して恐縮ですが西尾委員、海外の状況ももしよろしければご紹介いただけますでしょうか。

○西尾委員

ご指名いただいたので海外のお話ですが、私自身の認識としましては、それぞれの国やアメリカであれば州ですが、皆さん多様な形で省エネ政策を実行されていると理解しています。義務付けを重視する地域もありますし、その際はエネルギー小売事業者の事業の状況や他制度との兼ね合いを考慮した上で施策の選択をしているとの理解です。その点では今回、新しく入ってくる事項としては、評価スキームのところ です。この部分を試行的にやっこうということで、うまくオブザーバーと組んで議論していくことが非常に大切だと思います。先ほど申し上げた意見に関連して検討事項①、②についてコメントさせていただければと思います。

検討事項①－1 について、確認事項として、45 ページから 48 ページの参考事例（1）から（4）はガイドラインの事例として書き込むものと理解すればよろしいでしょうか。つまり指針（5）に該当する例として理解すればよいのでしょうか。51 ページ目の表ですが、取り組みの評価基準の 5 つ目に類似世帯との比較が出てくるので、この辺りもどういふお考えかをお聞かせいただければと思います。この点に関しては今まで様々な省エネ情報提供の実証を関わらせていただきましたが、類似世帯との比較が省エネに寄与するということは確かなことだと私は思います。アンケートのところできめ細かい情報が見たいと消費者が回答しているが、実際には類似世帯との比較が特に省エネに寄与するところがあると思っいてまして、その辺りはナッジなどの無意識の反応が関与することだと思いますので、希望される情報と実際省エネ効果が出る情報の順番が逆転することは不思議な話ではなく、要するに大切なのは省エネ効果を出していくという点でしょうから、他世帯比較を重視されているのは、私は理解できます。

検討事項①－2 で、質問がございます。54 ページ目及びそれに関連するスライドが 52 ペ

ージ目にある「相乗効果により機器の入れ替えを促進する情報提供を行っているか」と思いますが、この「相乗効果」という表現は少し混乱するところがあるかと思っております。求めることは何かをもう少し明確にした方が良くと思います。54 ページ目のところで、資料では「 $1 + 1 = 3$ 」と評価するよう読めるのですが、ご説明をお伺いすると掛け算で評価するようにも聞こえたので、54 ページ目と 52 ページ目の「相乗効果」は何をイメージされているかをより明確化していくとこの先いい仕組みになるのではないかと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。少しご質問もありましたが事務局、コメントされますか。

○久保山課長補佐

省エネルギー課の久保山でございます。貴重なご意見ありがとうございます。ご質問頂いた部分の一つ目は、45 ページから 48 ページの事例をどのように扱うか、ですが、出口は 2 つあると思っております。一つは、ガイドラインで事例紹介をして情報提供を促すこと、もう一つは指針で提供すべき事項として規定をして情報提供の状況について報告していただく、というものです。類似世帯との比較を 50 ページ目で挙げているのは、まさにこの点は議論だと思っております。ガイドラインで事例紹介をして提供を促すべきとする以上に指針で提示する項目があればこちらに規定したいと考えておまして、特に類似世帯との比較は有識者の方々のご意見でもかなり省エネ効果の高いものと分かっておりますので、こちらに例示しているものでございます。よって、結論としては一部については指針に盛り込んで情報提供の状況の報告を求めるとすることを考えておまして、その他にはガイドラインで紹介し情報提供を促すべきと考えてございます。

2 点目のご質問ですが、こちらは確かに足し算で加点がされると読めるかと思いますが、情報提供と機器の入れ替えがセットで提供される場合、加点をするということを考えております。

まずは質問に対して回答させていただきます。

○田辺座長

よろしいでしょうか。西尾様、宜しくお願いします。

○西尾委員

ご説明ありがとうございました。そうしますと最後にご回答があったところは、さらにもう少し説明がいるのではないかと思います。恐らくは機器の入れ替えにかかる情報提供は 51 ページ目の④「省エネ設備の性能と助成」などで既にカバーされていて、重複があるように思います。つまり、先程申し上げた「 $1 + 1$ 」の話で、それぞれの「1」が既に評価の対象となっていて、例えば 15 点ずつもらえるような形なのかもしれない。また、先ほど他の委員の方からもご指摘があったように、世帯ごとに欲しい情報が異なるので、それらを踏まえた情報提供を加点するといったことがあれば、うまく理解できるのではないかと、思いました。このあたりについて、もう少し制度を詰められるとよいのでは、と感じました。

以上です。

○田辺座長

他に委員、オブザーバーの方、ご自由にご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。平山委員、宜しくお願い致します。

○平山委員

ありがとうございます。検討事項②の評価についていくつかあるので順番にコメントしていきたいと思います。まず検討事項②－２の取組の評価基準ですが、基準点と加点があるという観点、杉浦委員からご意見があったとおり、いい形かなと思いました。事業者様からもコメントあったかと思いますが、積極的に取組を行う事業者を評価するという観点からも加点要素は良いのではと思っております。他方で定量化するところは中々難しいと感じておりまして、55 ページで私の研究を、視覚的な見やすさということでご紹介頂いているのですが、この視覚的な見やすさというものは情報を兎に角詰め込んでいけばよいのかと言えば必ずしもそういうわけではないと研究で分かっているので、中々点数化していくことは試行錯誤になっていくだろうなと思っております。まずは試行的に進めるのかなというのが全体的なコメントです。

続いて 56 ページ目ですけれども、情報提供の範囲・方法というのを記載いただいたのはとても重要と考えております。なぜかという、会員サイトで公表しているという情報があったとしても、会員の割合が例えば 1% であるとほとんどの消費者には情報が届いていないということになります。オプトアウトだけではなく、例えば家庭用のお客様の何割が情報提供の対象になっているかというのを定量的に評価するというのもあっていいのではと思います。例えば情報が届いている割合に応じて点数を分けるといった評価もよいではないかと。

続いて 57 ページ目ですが、省エネ効果の測定を記載いただいたのもとても重要と考えております。今までは、エネルギー小売事業者様にとって省エネ効果を定量化することに何も動機づけが無かったという状況があります。そこを評価していただくことで、定量化の取組が進むということはすごく望ましいことだと思っています。他方でオーソライズされた定量化の方法論が国内で整備されているとは言えない状況ですので、エネ庁側で効果の定量化のガイドラインを整備していただき、統一した評価方法で定量化できるということが必要だと思います。

最後のコメントは 58 ページ目ですが、評価結果についてエネ庁のホームページで公開する、比較サイトで公開するというのは良いかなと思っています。そこで思ったのですが、EBPM の観点やナッジを活用した情報提供の観点で実施された省エネルギー課の他の事業でも、ラベルの見せ方によってどの省エネ家電が選ばれるかという実験がされていると思いますが、どういう風に省エネの取組状況を見せるとお客様がエネルギー小売事業者様を選ぶかということも検証することもある必要ではないかと思っています。省エネに取り組むエネルギー小売事業者を実際にお客さまが選ぶということが分かれば、エネルギー小売事

業者の努力に繋がると思いますし、ガイドラインの説得性が増すのではないかと思います。コメントは以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。他に委員の方、いかがでしょうか。それでは杉浦委員、宜しくお願いします。

○杉浦委員

4点ほどあります。まずは情報に関心のある消費者が情報を入手できることが大事だと思いますが、一方で消費者というのは望ましくない情報は目を瞑りたいという特徴があるかと思います。例えば省エネをあまりしていないからと責められるような感じを持つと、もうそこにはアクセスしなくなるといったことになり、都合の良い情報だけを得たいということがあるわけです。そして、省エネだけではなく他にも行動の基準を持っています。例えば健康面を大事にしたい、省エネを犠牲にしても健康を維持する方向に持っていきたいという心理を正当化するかもしれない。このような人間の特徴というものがありますので、このような面も含めて、人間の行動の基準の一つとしての省エネと捉えていく必要があるのではないかと思います。

2つ目ですが、省エネ行動をとった結果がどのように得られるのか、を金銭的に実感できることも大事なことで、料金体系と省エネ行動の係わりがどうなっているのかについての具体的な示し方があると思います。例えば、通信料金で言えば、利用した分だけ支払うといった形もあれば、極端な話サブスクリプションのような方法で使いたい分だけ使える、といった形もあり得るわけです。エネルギーの分野でサブスクをやってしまうと、ここで議論している内容とは正反対なことになってしまうわけです。そうはならずとも、基本料金や従量料金がどのような仕組みになっているか、など個々に省エネをすることで料金体系にどのように影響しているかも行動を変える上では大事になってきます。また事業者にとってはピークシフトをすることによって料金を安くすることができるといったこともあるかもしれません。このように料金体系と省エネ行動の関係性を消費者にとって分かりやすく開示することも大切なことだと思います。

3つ目ですが、事業者にとっては省エネの情報を提供するということが負担になることがあるかもしれません。ここまではできるけどこれ以上はできないといったそれぞれ事情があるとも考えられます。先ほど消費者にとっては同一の基準で評価できると分かりやすいと申し上げましたが、同じ基準で評価されると厳しいという事業者にとっては独自の取組が評価されるということは、事業者自身が省エネについての情報提供をする上での動機付けになるという点についてもこの場では考えた方がいいかなと思いました。

4つ目ですが、環境をどう重視するかという点です。日本だけではなくグローバルな企業、例えば GAF A のような再生可能エネルギーを積極的に取り入れている企業が存在しますので、日本だけで考えるのではなくグローバルに考えなければいけない、そういった面も考えていく必要があるのかと思います。私は今、ドイツにいますが、情報を調べようとす

ると電力会社のホームページなど凄くたくさん出てきます。そういうことが社会的に重視されている、ということが分かるわけです。関心を持って見れば、の話ですが。グローバルで考えることは非常に重要ですが、消費者や事業者にどのようにアピールをしていくのかも大事なことかと思いました。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。

○江澤課長

省エネルギー課長の江澤です。貴重なご意見ありがとうございます。供給側の取組はかなり進んでいますが、需要側の取組はまだまだ可能性のある分野だと思っています。まだできていないこと、やれることが有るのではないかとということですが、ご指摘の中で、平山委員の TOU に関するご意見や城口様のもう一歩進んだ施策ができるのではないかとご意見がございました。需要側の対応としては、情報提供に限らず今後様々な取組が考えられるのですが、本検討会の中ではどのような情報提供が可能かという観点で議論していただき、他にも何かできるだろうということについては今後も様々な場を通じて検討していきたいと思っております。また TOU の料金にも関係しますが、44 ページにあります、時間帯別に卸売マーケットの価格に大きな変動があると、ここでは安くなる事例を挙げていますが、ここ 2 週間ほどは寒波の影響で LNG の世界的な供給不足等がございまして、卸売市場の価格が最高値を付ける、200 円を超えるような取引もどんどん発生しまして、ついにはインバランス料金の上限値を 200 円に設定するという事で、現在対応しております。市場卸売価格に連動した電力メニューを供給している事業者もおられました、仮にこの情報が消費者にもっと伝わって、「今、この時期は電気代が高いんだ」ということが分かれば、一旦需要が落ち着くことで全体の価格はここまで上がらなかったのではないかと。このようなことから、他の制度も重要ですが、情報提供によってできることもまだ多いのではないかと考えています。

一方で、自分の契約する電力会社がどのような情報提供を行っているのかは分かるが、他の電力会社についてはスイッチングして初めて分かるものになっていると思います。よって、電力会社ごとの情報提供の対応状況をランキング形式にして、より消費者に分かりやすく公表することも必要かと思えます。また、このような取組の中で提供情報の内容を共有することで、消費者の省エネに繋がる取組も出てくる場合もある。需要側の取組としてはまだまだできることはあるが、本検討会では情報の範囲という観点でも取り組めることがあるという目線でご検討いただきたいと思います。短期的・中長期的により良い情報提供スキームを作っていく議論になればと思っております。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。西尾委員、お願い致します。

○西尾委員

1 点目は杉浦委員のご意見に関連することです。情報提供をするとお客さまによっては嫌

がられる場合があるとのことでしたが、他世帯比較が実はそれに該当します。また、事業者にとってコスト負担となるというご意見もございましたが、それも実際にそのとおりかと。適切に情報を比較するとなるとそれなりにコストが掛かるということも事実かと思います。だからこそ、このような情報提供に取り組む事業者が評価されるような今回のスキームによるアプローチは理解できます。つまり、いきなりすべての事業者に求めるのは厳しいかもしれないので、試行的に評価していくという仕組みということで理解しました。

2点目は環境意識の高いお客様がいらっしゃるのご発言が有りましたが、省エネ小委で取り上げられている海外の先進地域では、電気は電気、ガスはガスと別々で省エネを進めるスタイルが重視されていますが、カーボンニュートラルやCO2削減の観点も入ってきますので、エネルギー全体で省エネを進めるというスタンスが出てきていると理解しています。本検討会の資料でもカーボンニュートラルに向けてとの記述がございますので、今後はエネルギー全体で省エネに取り組むという方針で進んでいくのかなと思いました。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。他に委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは座長からもコメントさせていただきます。

15 ページの参考資料にあります、情報提供を行っている事業者というのは昔から真面目に取り組んでいるという実態になっているかと思います。資料には「契約件数が30万件を超える事業者は他にも存在する」との記載がありますが、本来は取り組んでいない事業者に取り組んでいただくことが重要ではないかと。先ほど佐藤オブザーバーから材料や素材があれば取り組みやすいというご意見がございましたが、こちらは国や省エネルギーセンターなどにて情報を提供するような事も重要かと思います。取り組んでいない事業者にまず取り組んでいただき、取り組み済みの事業者に対しては評価することが重要かと思います。

○江澤課長

田辺座長、ありがとうございます。省エネ情報の提供についてはどんなことができるかということは今後考えていきたいと思っています。補助金や支援策の実際の情報が欲しいとのご意見がございましたが、直感的にはあまりそのような制度はなく、家庭向けの支援策は非常に限られているかと思います。支援策であれば情報提供しやすいということもあるかと存じますが、今回省エネのラベリングも変わりましたので、我々として情報提供していくという観点は重要かと思いますので、今後も引き続き検討してまいります。

また先ほど田辺座長から頂いた15ページに関するご意見ですが、既存の大手エネルギー会社及び新電力等の団体等を通じてお願いしていきたいと考えております。ご協力の程、宜しくお願い致します。以上です。

○田辺座長

是非宜しくお願い致します。またどんな情報を提供すればよいのかというアドバイスが

できるようなものがあるとより良いかなと思います。

佐藤さん、何かコメントございますか。

○佐藤オブザーバー

まさに先ほどご意見いただきました、省エネ機器の使い方や制度等について新規参入者は勉強中の段階ですので、何か参考になる情報がいただければと思います。引き続きよろしくお願い致します。

○田辺座長

ありがとうございます。勉強会を開催するというのもいいかもしれません。モデル的な事例を紹介するのもいいかと思いました。

○江澤課長

新規参入者様が集まるような場で、例えばベストプラクティスについて情報共有を行うなどして、取組を進めていければと思っております。宜しくお願い致します。

■ 閉会

○田辺座長

それでは間もなく定刻となります。本日はたくさんのご意見いただきましてありがとうございました。委員、オブザーバーの皆様におかれましては非常に活発なご議論いただきまして、御礼申し上げます。それでは事務局より今後のスケジュールについてご説明をお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

本日はご議論いただきまして、ありがとうございます。今後のスケジュールについてですが、本日はいただいた御意見等を踏まえ、事務局にて検討の上、年度内を目処に第2回を開催して、議論することを予定しております。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、別途日程調整のご相談を事務局よりさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の検討会はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

以上